平成18年7月7日 企業会計基準委員会

四半期会計基準の検討状況

1. 検討状況

四半期会計基準専門委員会を平成 17 年 7 月に設置して検討している (現在までに 24 回開催)。

当委員会では、昨年 12 月に「論点整理」を公表し、その後は「論点整理」に対するコメント分析を行い、「四半期財務諸表に関する会計基準(仮称)」と同適用指針の公開草案を検討中である。

四半期会計基準等の公開草案の公表時期は、レビュー手続の公開草案の公表時期と 平仄を合わせる形で計画している。

2. 検討にあたっての前提

昨年6月28日に公表された金融審議会第1部会ディスクロージャー・ワーキング・グループ報告書の「四半期開示のあり方」の提言を踏まえて検討。

⇒ 上場会社においては、中間財務諸表が第2四半期の四半期財務諸表に置き換わり、四半期財務諸表に統一されるという前提で検討。

3. 議論のポイントと検討の方向性

(1) 四半期財務諸表の性格【資料 2-2:第43項、第52項】

「実績主義」を基本とするが、経済的実態をより適切に表す場合には、例外的に「四半期特有の会計処理」を一部容認する方向で検討している。

(項目:原価差異の繰延処理、後入先出法の売上原価修正)

(2) 四半期財務諸表の構成【資料 2-2: 第5項、第6項、第40項】

四半期財務諸表は、四半期(連結)貸借対照表、四半期(連結)損益計算書、四半期(連結)キャッシュ・フロー計算書とする方向で検討している。

株主資本の変動に関する情報については、株主資本に重要な変動があった場合に、 その内容を注記情報として開示する方向で検討している。

- (3) 四半期財務諸表の開示対象期間【資料 2-2: 第7項、第41項、第42項】 各四半期財務諸表の比較財務諸表は下記の方向で検討している。
 - ① 四半期(連結)貸借対照表・・・直前事業年度の貸借対照表
 - ② 四半期(連結)損益計算書・・前年同四半期の四半期(連結)損益計算書

- * 累計情報だけでなく、当該3か月情報の開示も求めるかどうかは、財務諸 表利用者と財務諸表作成者との間で意見に隔たりあり。
- ③ 四半期(連結)キャッシュ・フロー計算書(累計情報)・・・前年同四半期の四半期(連結)キャッシュ・フロー計算書(累計情報)

(4) 簡便的な会計処理【資料 2-2: 第9項、第23項、第50項】

開示の適時性の観点から、現行の中間財務諸表作成基準よりも簡便的な会計処理を容認する方向で検討している。

- 中間財務諸表の作成よりも簡便的な処理を検討している項目例-
 - 一般債権・貸倒懸念債権の貸倒見積高
 - ・ 棚卸資産の簿価切下げ額(評価損)の算定方法
 - ・ 固定資産の減価償却費の算定(合理的な予算制度の利用)
 - ・ 連結財務諸表作成における未実現利益の消去方法
 - * 適用指針で、具体的な項目を例示する形で検討中

(5) 注記事項【資料 2-2: 第20項、第29項】

① 基本的なスタンス【資料 2-2: 第56項】

「財務諸表利用者は既に開示されている当該企業の直前事業年度の財務諸表や 過去の四半期財務諸表を入手できるという前提に立ち、年度財務諸表等の注記項 目で重要な変動がないものは、一部の項目を除き、記載を省略できることとし、 企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を理解する上で重要な 事項に限定して開示を行う」方向で検討している。

* 個々の注記項目については、45 日以内での開示と適切な投資判断情報の提供と の関係で、財務諸表利用者と財務諸表作成者との間で意見に隔たりあり。

②セグメント情報【資料 2-2: 第20項(6)、第59項】

事業の種類別セグメント情報、地域別セグメント情報、海外売上高を開示する 方向で検討している。また、セグメント別資産情報については、直前事業年度末 のセグメント別資産金額と比較して著しく変動している場合には、その内容を開 示するかどうか検討している。

③季節変動性の開示【資料 2-2: 第7項、第20項(14)、第29項(12)、第63項】 注記情報として定性的な説明を行うとともに、比較情報として前年同四半期損益計算書を記載する方向で検討している。 ④ 第2四半期以降に自発的に重要な会計方針の変更を行う場合の対応【資料2-2: 第20項(3)、(4)、第29項(2)、(3)、第57項】

我が国の監査制度(注 1)や遡及再表示の取扱いとの関係で、事業年度の期首に遡った四半期損益計算書の遡及再表示は求めず、年度と中間での会計方針の首尾一貫性を欠く場合(日本公認会計士協会監査委員会報告第 36 号「中間財務諸表と年度財務諸表との会計処理の首尾一貫性」)と同様、その旨、理由及び影響の内容(注 2)の注記を行う方向で検討している。

- (注 1) 我が国の監査制度においては、米国のように、1 つの監査報告書(レビュー報告書) に複数期間の意見表明を行う形は想定していないため、財務諸表自体を遡及再表示する場合及び翌事業年度での比較情報として遡及再表示情報を利用するためには、過去に公表した監査報告書(レビュー報告書) との関係を工夫することが必要。
- (注 2) 第 2 四半期以降に自発的に重要な会計方針の変更を行った場合の影響額の記載 は、以下の形である。
 - ① 事業年度での継続性の変更の場合の開示と同様、以前の会計処理を当四半期に適用していた場合の影響額の開示(第20項(2)、第29項(1))
 - ② 新たに採用した会計処理を当事業年度のすでに開示した四半期に適用した場合の影響額の開示(第20項(3)、第29項(2))
 - ③ 現行の会計処理を直前事業年度の同一四半期に適用した場合の影響額の開示(第20項(4)、第29項(3))

⑤重要な誤謬の訂正【資料 2-2: 第 70 項】

重要な誤謬が発見された場合は、証券取引法上の開示を前提にすると、修正再 表示(訂正報告書の提出事由)になると考えられ、四半期特有の事象ではないた め、四半期会計基準の中では規定せず、「結論の背景」に検討経緯を記載する方向 で検討している。

- (注)「重要な」とは、項目の脱漏及び虚偽表示が、個々に又は総体的に財務諸表を基礎にした利用者の経済的意思決定に影響を与える場合をいう。重要性は、周囲の状況に照らして判断された脱漏や虚偽表示の大きさや性質により左右される。当該項目の大きさ、性質又はその両方の組合せが重要性の判断要因となる。(IAS 第8号「会計方針、会計上の見積り及び誤謬」参照)
- ⑥継続企業の前提に重要な疑義が存在する場合【資料 2-2: 第 20 項(13)、 第 29 項(11)、第 62 項】

- 二重責任の原則を前提にして、重要な疑義が継続している場合、及び、新たに重要な疑義が生じた場合に開示を行う方向で検討している。
 - (注)①開示に関する基本的な考え方(前年度の評価を基にして更新 VS 四半期ごとに評価)、②対象とする状況又は事象、③注記内容、④評価対象期間(どの程度の期間、企業が事業活動を継続できるかを監査人が評価する期間)については、監査人の責任及びレビュー手続きと密接に関係している。また、事業年度及び中間会計期間における「継続企業の前提に関する注記」は、日本公認会計士協会監査委員会報告第74号「継続企業の前提に関する開示について」に基づいて行われている。これらの点を踏まえて、日本公認会計士協会と協議を行っている。
- (6) 適用初年度の対応【資料 2-2: 第 33 項】

前事業年度の対応する四半期財務諸表の開示は不要とする方向で検討している。

- (7) 上記以外で引き続き検討を要する主な事項
 - ①四半期損益計算書の開示方法(累計情報に加え、3カ月情報の取扱い)
 - ②注記情報のボリューム (記載項目、内容)
 - ③レビュー手続との関係
 - ・四半期会計基準の「目的」の記載
 - ・比較財務諸表としての前年同四半期の四半期貸借対照表の開示
 - ④年度監査との関係
 - 事業年度の財務諸表の注記での要約四半期別財務情報の開示

⑤その他

- ・企業結合に持分プーリング法を適用した場合、企業結合日前の四半期財務諸 表の取扱い(遡及再表示の必要性)
 - *事業年度の財務諸表は、企業結合日の属する事業年度の期首に企業結合が 行われたとみなして作成することとの関係

以上